

「願書及び図面の記載要件並びに参考図の取扱いに係る改訂意匠審査基準（案）（第1部、第2部）」及び「意匠の新規性喪失の例外規定の適用に係る運用の明確化に係る改訂意匠審査基準（案）（第3部）」に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

| 番号 | 寄せられた御意見の内容 | 御意見に対する考え方 | 提出者 |
|--|---|---|-----|
| 願書及び図面の記載要件並びに参考図の取扱いに係る改訂意匠審査基準（案）（第1部、第2部）について | | | |
| 1 | <p>「願書に添付した図面等に参考図として表された図については、一組の図面及びその必要な図に表されたものと異なる形状、模様又は色彩が表されている場合には、出願の意匠の形態に係る認定において、それら異なる要素そのものは考慮しない。」と明記することは良いと思うが、実際の願書に添付された不必要と思われる参考図の取り扱い（拒絶理由となるのか、公報不掲載なのか、何も対応しないのか）が不明である。</p> <p>極端な話、100図あまり実施例を参考図として添付してきた場合、意匠の認定においては考慮しないとしても、削除のための拒絶理由が寄せられるのか、公報不掲載にするのか等の対応がなく、そのまま公報に記載されると、公報に掲載された公知意匠として防衛的な出願が可能となり著しく不公平である。審査基準で書き込む内容ではないと思われるが、実務における運用を明確にしてほしい。</p> | <p>参考図の取扱いに関する本改訂意匠審査基準案は、一組の図面と異なる意匠を表した参考図が提出されても、それにより、意匠が具体的でないとの拒絶理由の対象としないことを意匠審査基準上に明記すべきとのご要望を、多くのユーザーの皆様からいただいたことに対応するものです。</p> <p>願書に添付した図面等に、誤記や不明瞭な記載などの記載不備を有していても、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて総合的に判断した場合に合理的に善解し得る場合は、具体的な意匠と判断しています（意匠審査基準21.1.2）。よって、一組の図面と異なる意匠を表した参考図が提出されたとしても、それにより、意匠が不明確とならない限り、意匠が具体的でないとの拒絶理由を通知することはありません。</p> <p>また、一部の図を意匠公報に不掲載とするのは、公序良俗等の問題がある場合に限られます。</p> | 1個人 |
| 意匠の新規性喪失の例外規定の適用に係る運用の明確化に係る改訂意匠審査基準（案）（第3部）について | | | |
| 2 | <p>改訂案の31.1及び31.1.4.2において、「新規性（意匠法第3条第1項）」は、「新規性（意匠法第3条第1項各号）」とするのが望ましい。</p> | <p>御意見を踏まえ、31.1及び31.1.4.2において、新規性喪失の例外規定の適用の効果が及ぶ登録要件について、新規性（意匠法第3条第1項各号）を含み、工業上利用可能性（意匠法第3条第1項柱書）を含まないことを明確にするよう、記載を修正しました。</p> | 1個人 |

| | | | |
|---|---|--|------|
| 3 | <p>改訂案の 31.1.1 及び 31.1.5 の要件（２）及び（３）は、公開意匠と意匠登録出願の意匠が同一でない場合にも理解しやすいように、例えば、「（２）願書に記載された意匠登録出願人が、上記（１）の意匠について意匠登録を受ける権利を有する者であること。（３）意匠登録出願の出願日が、上記（１）の意匠が初めて公開された日から６月以内であること。」のように説明することも考えられる。また、要件（２）については、出願人と公開意匠についての権利者が一致すべき時期についても説明するのが望ましい。</p> | <p>意匠法第４条第１項及び第２項の規定が、公開意匠と意匠登録出願の意匠が同一でない場合にも適用可能なものであることは、改訂意匠審査基準案の 31.1 に明記しております。</p> <p>また、公開意匠について意匠登録を受ける権利を有する者の判断基準時が公開時である旨を改訂意匠審査基準案の 31.1.1.1 に明記しております。</p> | 1 個人 |
| 4 | <p>31.1.4.1 について 複数の取引先やセールスイベントなど、多岐に亘る公開でも同一の意匠であれば最初の公開の証明のみで足りる運用又は意匠法の改正の検討をお願いしたい。 例えば最初の公開以降に、市場の反応を見て改良を加えた関連意匠を出願する場合に、複数の取引先やセールスイベントなどの多岐に亘る公開のすべてを証明することは困難である。</p> | <p>意匠法第４条第２項は、公開意匠と意匠登録出願の意匠とが同一、類似又は非類似であるか否か等、両意匠の関係如何にかかわらず、「証明する書面」において証明した公開意匠について、所定の要件を満たせば、意匠の登録要件である新規性及び創作非容易性の判断において、公開意匠に至らなかったものとみなす規定です。したがって、原則として、「証明する書面」に記載されていない公開行為による公開意匠については、同規定の適用を受けることはできません。ただし、証明された公開意匠に基づいて複数回に亘って事後公開した場合については、「証明する書面」に記載されていなくとも、同規定の適用の要件を満たしていると判断することができますので、その旨の取扱いを改訂意匠審査基準案の 31.1.4.1 等において今般明確にしたものです。</p> | 1 個人 |
| 5 | <p>31.1.4.2.1～31.1.4.2.3 について 出願人としては非類似意匠であろうとの判断の下、「証明する書面」に公開意匠を記載しなかったが、審査時に審査官は類似すると判断することがあるように、出願人が類似する意匠と判断する公開意匠の範囲と、審査時に、審査官が類似すると判断する公開意匠の範囲とが、必ずしも一致するものではないことから、意匠法第４条第３項に規定の「証明する書面」の提出期限を過ぎても、意見書、上申書による証明内容の補充を認める、あるいは、本意匠について提出した「証明する書面」の援用を認めるべきである。</p> | <p>意匠法第４条第２項の規定の適用を受けるためには、その規定の適用を受けたい旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に提出し、かつ、「証明する書面」を意匠登録出願の日から３０日以内に提出しなければならないことが、意匠法第４条第３項に規定された要件となっております。</p> <p>同規定に従って適正な手続がなされているか否かは、審査上重要な留意事項であると同時に、出願人の適正な手続にとっても重要な事項であることから、今般、意匠審査基準に明記することとしたものです。</p> <p>また、意匠法第４条第２項は、「証明す</p> | 2 個人 |

| | | | |
|---|--|--|-----|
| | | <p>る書面」によって証明した公開意匠について、新規性要件の判断（公知の意匠に類似するか否か）のみならず、創作非容易性要件の判断（公知の意匠に基づいて容易に創作できたか否か）においても、公知の意匠でなかったものとみなす規定であることから、当該規定の適用を受ける手続に当たり、「証明する書面」には、出願の意匠の新規性及び創作非容易性の阻却の事由となる可能性のある意匠についての公開の事実を幅広く記載することが望まれます。</p> <p>なお、意匠登録出願の日から30日以内に申し出る場合は、意匠法施行規則第19条で準用する特許法施行規則第10条第1項の規定により、他の出願において提出した「証明する書面」を援用することができます。</p> | |
| 6 | <p>31.1.4.2.3の事例では、出願A及びA'に提出された「証明する書面」において、A及びA'の公開の事実は明らかに証明されているので、相互に拒絶理由とするのではなく、証明内容の補充を認めて両意匠を登録するのが、創作された意匠の保護を図り、創作を奨励する方向である。</p> | <p>意匠法施行規則第19条において準用する特許法施行規則第1条第2項において、書面は、法令に別段の定めがある場合を除き、一件ごとに作成しなければならない旨規定されているところにより、新規性喪失の例外規定の適用のための手続は、それぞれの出願において、意匠法4条第3項の規定により、公開したそれぞれの意匠を記載した「証明する書面」を意匠登録出願の日から30日以内に提出する必要があります。</p> <p>なお、意匠登録出願の日から30日以内に申し出る場合は、意匠法施行規則第19条で準用する特許法施行規則第10条第1項の規定により、他の出願において提出した「証明する書面」を援用することができます。</p> | 1個人 |

| | | | |
|-----|--|--|-----|
| 7 | <p>31.1.4.2.1 について 出願時に類似するかしないか不明な案件については、安全のために全て「証明する書面」に記載する必要が出てくること、「証明する書面」に記載するということで類似することを自認してしまうことになる可能性があること、などの懸念がある。少なくともAに関しては「証明する書面」を提出していることから、出願後類似すると判断されたA'も後から対象に追加できるような仕組みがあったほうがよい。</p> | <p>「証明する書面」は、出願の意匠の認定の際に考慮されるものではなく（意匠審査基準第1部第2章「意匠登録出願に係る意匠の認定」）、出願の意匠に類似する範囲を定める際に考慮されるものでもないため、「証明する書面」に公開意匠を記載したことについて、直ちにその意匠と出願の意匠が類似することを自認したものと扱いません。</p> <p>意匠法第4条第2項は、「証明する書面」によって証明した公開意匠について、新規性要件の判断（公知の意匠に類似するか否か）のみならず、創作非容易性要件の判断（公知の意匠に基づいて容易に創作できたか否か）においても、公知の意匠でなかったものとみなす規定であることから、当該規定の適用を受ける手続に当たり、「証明する書面」には、出願の意匠の新規性及び創作非容易性の阻却の事由となる可能性のある意匠についての公開の事実を幅広く記載することが望まれます。</p> | 1個人 |
| 8 | <p>意匠審査基準において、審査の手続きに言及せず、直ちに「意匠登録を受けることができない。」と記載されている点に違和感がある。31.1.4.2.1～31.1.4.2.3における、「意匠法第3条第1項第3号に該当し意匠登録を受けることができない。」との記載は、たとえば、「意匠法第3条第1項第3号の意匠に該当する旨の拒絶理由を通知する。」とされるべきである。</p> | <p>意匠審査基準では、審査の手続きについて、第12部「審査の進め方」に記載しています。それ以外の部においては、主に法令の適用に係る判断基準を記載する構成としており、今般の第3部の改訂案もその構成に倣ったものです。</p> | 1個人 |
| 9 | <p>改訂案の31.1.6において、「意匠法第3条第1項第3号の規定により拒絶の理由が通知された際」は、「意匠法第3条第1項各号又は第2項の規定により拒絶の理由が通知された際」の方が望ましい。</p> | <p>御意見を踏まえ、拒絶理由の通知が想定されるケースを網羅的に示すよう、記載を修正しました。</p> | 1個人 |
| その他 | | | |
| 10 | <p>審査基準の見直しも重要ですが、もっと重要なことは、審査基準よりも上位規範である意匠法施行規則第6条を削除することにより、特徴記載書を廃止することのほうがより重要なことです。</p> | <p>特徴記載書は、今般の意匠審査基準一部改訂事項には該当しないことから、回答は差し控えさせていただきます。</p> | 1個人 |

※ 上記のほか、今般の意匠審査基準一部改訂案を越えるご意見・ご要望が寄せられましたが、直接関わりがないものについては、回答は差し控えさせていただきます。